

## 第3章 総括

山岸硝庫跡から検出された各遺構・遺物の事実報告については、前章で述べてきたとおりである。ここではまず、山岸硝庫跡の主体である硝庫跡について整理し、周辺遺構との関係についてまとめてみたい。

### 第1節 硝庫跡について

硝庫跡の変遷について（図47、表4、付図1～3）

硝庫跡の全体像を理解するために、排石層・進入路（門跡含む）・北口・北室・南室・南口・西溝・東溝・建物跡の各部位（施設）に区分し、各部位ごとの構造的特徴と変遷について前章で述べた。東溝・建物跡を除く各部位には2～3期の変遷が認められ、なかでも排石層・北口では明確に3期の変遷を明らかにした。したがってここでは、排石層・北口の変遷をもとに各部位を比較検討し、硝庫跡の全体像と変遷についてまとめるとともに、若干の考察を行いたい。

期 増築～廃棄時の硝庫跡と想定した。進入路新期（門跡新期）・北口新期・北室新期・南室新期・南口新期・東溝・西溝新期からなる。排石層新期が、その特徴と分量から増築の際に捨てられた石屑と考えられ、現状の規模・構造の硝庫に造りかえられたと想定している。北口の東・西に石垣が組まれ、北・南口の構造物の土台が「横木」から土台石に変わり、北室・南室が同時に拡張されたと想定している。また、建物跡についても北室旧期の構造跡と同一規模であることから北室新期の増築に関連して一時的に建てられたと考えている。

期 改修～増築時の硝庫跡と想定した。進入路新期（門跡中期）・北口中期・北室旧期・南室旧期・南口旧期・西溝旧期からなる。排石層中期の様相が、主に進入路と北口周辺の補修に限られ、分量的にも少ないとから部分的な改修に止まったものと考えている。そのために、北室・南室・南口では新・旧の2期の変遷しか確認できなかったものと考えている。また、排石層間に自然堆積する砂質土からすれば、期間にかなりの間隔があったことがわかる。

期 造営～改修時の硝庫跡と想定した。進入路中期（門跡旧期）・北口旧期・北室旧期・南室旧期・南口旧期からなる。進入路中期の南側は自然堆積する砂質土によって完全に埋まっており、進入路の北側については判然としない。また、進入路旧期については、排石層旧期によって埋め戻されていることから、硝庫跡造営に関連した作業用の進入路と考えている。

各部位（施設）に認められる変遷を比較検討するならば、以上のような～期の全体像が想定できるが、北口・北室と南室・南口の中心線と構造の違いが問題となる。北室と南室の境で中心線が交差し、北側の部位と南側の部位で異なっている。また、床面の高さが異なり、北室から南室に

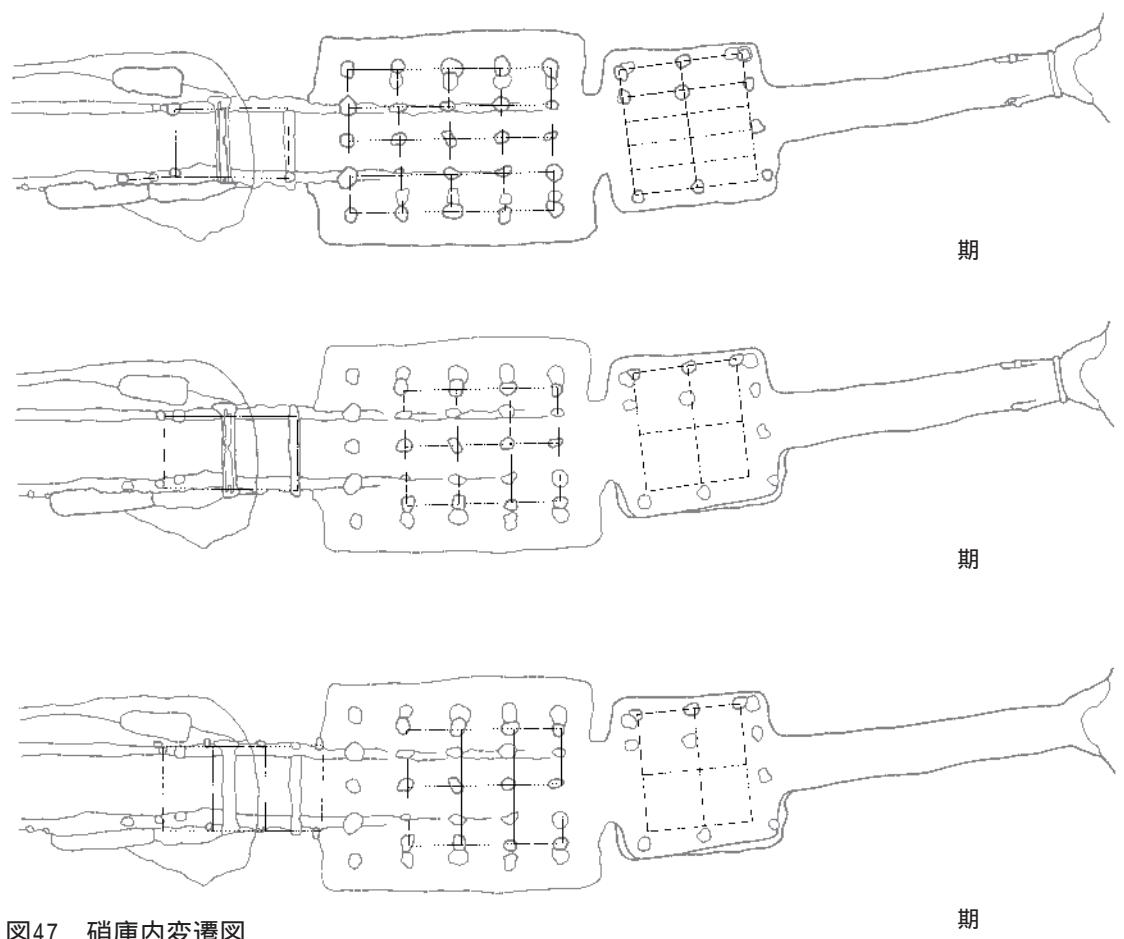


図47 硝庫内変遷図

表4 硝庫跡変遷想定一覧

	期		期		期		IV 期
部位名称	使用	増築	使用	改築	使用	造営	硝庫?
排石層	—	新期	—	中期	—	旧期	—
進入路	新期		中期		—	旧期	—
(門跡)	(新期)		(中期)		(旧期)		—
北口	新期		中期		旧期		—
北室	新期		旧期	?	旧期?		—
南室	新期		旧期	?	旧期?		硝庫?
南口	新期		旧期?		旧期?	?	硝庫?
東溝	新期		—	—	—	—	—
西溝	新期		旧期		?	?	—
建物跡	—	構築	—	—	—	—	—

向かってスロープ状に削られている。同一時期に南・北両方向から作業が進められたと仮定しても中心線のずれや構造の違いは、完成までに修正されると考えるのが妥当である。だとするならば、南・北側の部位が別々に作られた可能性が極めて高くなる。本来そこにあった部位に、新たな部位を連結させ、南・北の2室構造としたとも考えられることから、一期の硝庫跡を想定した。

期 南室旧期・南口旧期からなる硝庫跡で、北口・北室よりも床面と壁の一部の風化が強く、中心線を挟んだ左右の形状が北口・北室ほど整っていないことから想定した。後述する「硝庫」と呼ばれていた施設と考えている。

周辺遺構との関係について（図48、付図1・2）

硝庫跡とは直接的に連続しないが、遺構の性格と配置、図48の地籍図との比較検討から関連すると考えられる遺構に、1～3号掘立柱建物跡と1・2号横穴、9号溝跡と1号特殊遺構、1～4号石切場跡がある。

1～3号掘立柱建物跡と1・2号横穴は、調査区北西端の丘陵斜面部に位置する。掘立柱建物跡は斜面部の岩盤を平坦に削り出した部分から重複して検出され、横穴はその平坦部に接する北側の崖面に所在する。いずれも硝庫跡進入路の北西側の延長線上に位置し、水田造成の際の改変を受けて本来の形状は止めていない。硝庫跡との関係は判然としないが、いずれも硝庫跡と同様な工具によって岩盤が掘り込まれていることから同時期の遺構と考えている。また、図48- の官有地の区画部分に相当することから、硝庫跡の範囲内に含まれるものと考えている。遺構の性格としては、硝庫警備のための居住施設と想定している。

9号溝跡と1号特殊遺構については、道跡としての性格が考えられる。9号溝跡は硝庫跡の所在する北西側丘陵の頂部付近を東西方向に走り、硝庫との直接な関係が不明であるが、図48- の官有地内の道跡部分に相当することから硝庫跡の範囲に含まれる関連施設と考えられる。性格としては、硝庫跡の北西側を区画する道跡で、硝庫南側から北西端の1～3号掘立柱建物跡等が所在する居住施設への通路と想定している。1号特殊遺構は排石層西側の北向きの丘陵に沿って、直線的な溝状に岩盤を削り込んでいる。水田造成の際の地形改変により硝庫跡と連続していないが、位置的には硝庫進入路旧期の南側延長部にあたる。硝庫西側の谷部の自然堆積土の下位から検出されたことと、図48に記載が認められないことから、硝庫進入路旧期と同一の作業道であった可能性が考えられる。

1～4号石切場跡は、硝庫跡の丘陵南西端の緩斜面部にまとまって分布する。短時間に多量の直方体の石材を切り出した跡で、出土遺物から18世紀後半から19世紀にかけての遺構と考えられる。今回の調査区内から切り出したと考えられる石材は1点も出土していないため、硝庫との直接の関係は不明であるが、石切場の分布範囲が図48- の官有地の区画部分に相当することや出土遺物が近世後半期であることから、硝庫跡の範囲内に含まれるものと考えている。また、切り出された石材については、硝庫跡の西側が三方を丘陵に囲まれた谷部であり、硝庫跡範囲内の流水・土砂はすべて西側の水田部分が広がる平坦面に流れ込むことになる。これを防ぐためには水量や土砂を調整

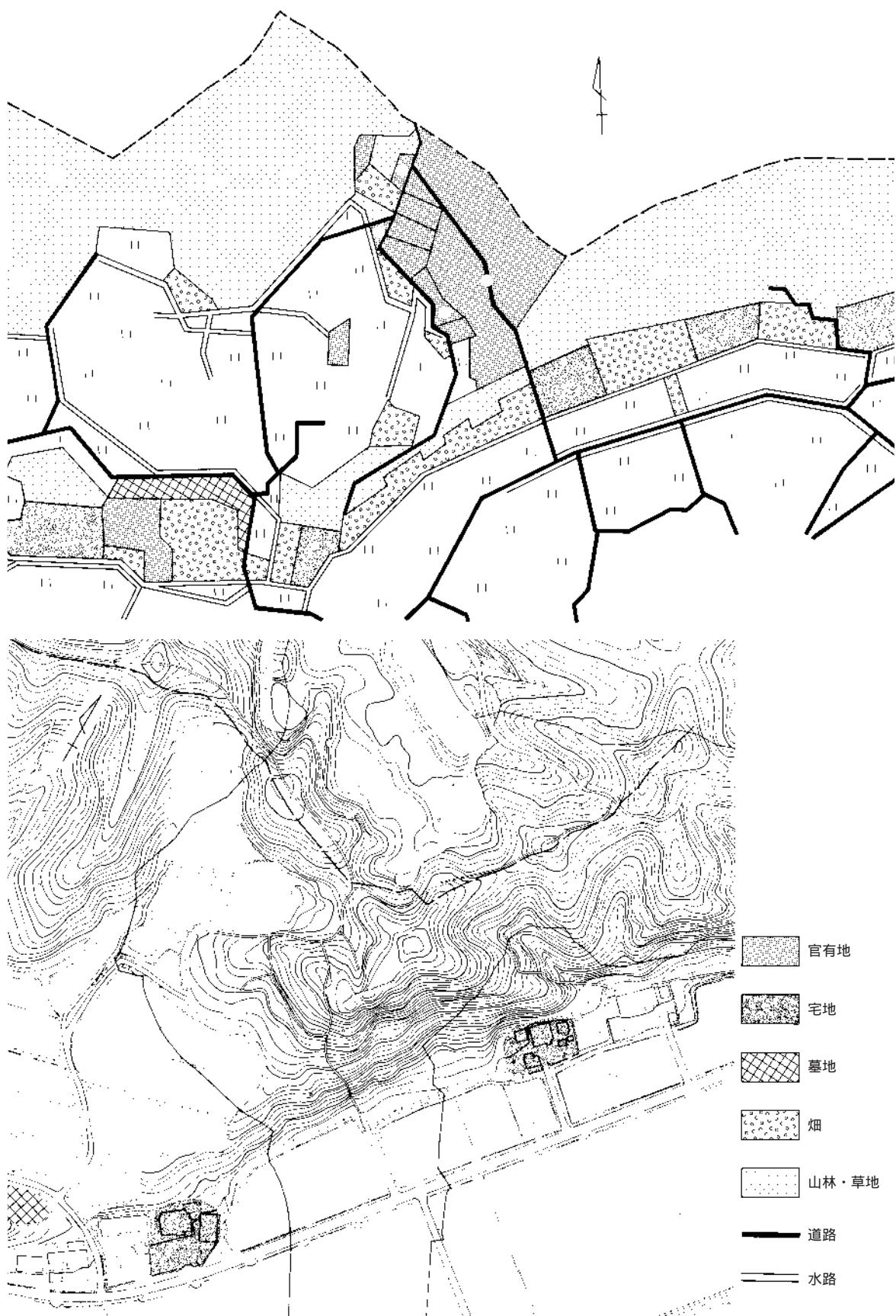


図48 硝庫跡周辺地籍図

する沈砂地や土手状の施設が必要となるが、図48を見るならば今回の調査区西側の谷の開放部を遮断するように官有地内に とした道跡が直線的に走っていることが分かる。わざわざ流水・土砂の流れ込む谷底に、一般的な道跡を通すことはまず想定できないことから、切り出した石材を利用した水量・土砂を調整する土手状の施設がつくられ、その上を土手道として使用していた可能性が推測できる。

以上のように、これまで丘陵中腹の岩盤を割り貫いて造られた洞穴状の施設周辺のみが硝庫跡と考えられていたが、硝庫の所在する丘陵全体と三方の丘陵に囲まれた谷部分にも関連施設が広範囲に分布していることが判明した。したがって、山岸硝庫跡の遺跡範囲は図48の官有地のほぼ全域にわたっていると想定され、今回の調査区の西側にも広がっていると考えている。

#### 硝庫跡と歴史的動向

これまでに山岸硝庫跡の全体像と ～ 期の変遷について想定してきたが、近世の相馬中村藩の硝庫（火薬庫）という性格上、文献資料等はほとんど残されていない。僅かに、相馬中村藩の歴史資料書である『奥相史』の宇多郷山上村山岸条に「硝庫、古、山腰を穿ら窓を造り、多くの硝石を入れ土をして守らしむ。」と山岸硝庫跡についての記載があるだけで、造営・改修・増築時期や全体像を知ることができない。また、『御兵具御改帳』に記載されている「山岸御蔵」が山岸硝庫跡と推測されているが、蔵に収められていた物品内容のみで、施設や保管方法等がまったく不明のため山岸硝庫跡についての内容であることの確証を得ることができない。したがってここでは、山岸硝庫跡に関わると考えられる近世の相馬中村藩の歴史的動向について、主に『奥相史』をもとに触れてみたい。

右頁にまとめた相馬中村藩火薬庫等の動向を見るならば、寛文12年の火薬製作所火災、延宝5年の西館火薬庫火災を契機に、城辺での火薬製作が禁止され、この時に硝庫を愛宕山の岩窟に移したとされる。現在の愛宕山は、山岸硝庫跡の所在する丘陵の北側に接する丘陵で、硝庫と推定される岩窟は知られていないし、そのような伝承もない。また、『奥相史』に「硝庫」という記載がされているのは、この「硝庫を愛宕山に移した」時と山岸の「硝庫」の2ヶ所しか見当たらない。

その後、元禄期に入り5代藩主昌胤侯の下で相馬中村藩の最盛期を迎えるが、寛延2年の不作から始まる大飢饉が続き、藩政改革が始まる。こうした取り組みの中、文政8年には幕府より異国船打ち払い令が出され、沿岸防衛が新たに加わり軍備が強化されたらしく、文政中に新たに武器庫が作られている。

文政8年の不作、天保の飢饉を経て、弘化2年には藩主導の二宮仕法が施工され、経済の建て直しが図られる。その後、弘化4年から文久元年の15年間に、軍備が増強されたらしく武器庫3棟・火薬製作所・火薬庫が作られ、戊辰戦争を迎えている。

このような動向の中で、硝庫の増築・改修・増築時期を推定することは可能であるが、現状においては確証に乏しく、単なる憶測に過ぎない。今後、相馬中村藩内の火薬庫等との比較・軍制等とも関連させながら検討していく課題と考えている。

相馬中村藩関連火薬庫等の動向（主に『奥相史』をもとに作成）

西暦	年号	事項
1671	寛文12年	「開門の南、火薬製所火災。以後、城下において火薬を製することを禁ず。」
1677	延宝5年	「西館火薬庫火災、以来城辺において火薬を製することを禁ず。又硝庫を愛宕山の岩窟に移す。」
1688	元禄元年	5代藩主昌胤、野馬追の拡充・整備、寺社等の造営・修築等を行う。
1749	寛延2年	前代未聞の不作。
1783	天明3年	天明大飢饉、天明7年まで続く。
1812	文化9年	『御兵具御改帳』
1816	文化13年	藩政改革（僕約計画）
1825	文政8年	幕府、異国船打ち払い令。
1825?	文政中	「兵杖庫 古より前門の北にあり。新に一庫造る」
1825	文政8年	天明以来の不作。
1833	天保4年	天保の飢饉。
1845	弘化2年	藩主導の二宮仕法施工。
1847	弘化4年	「兵杖庫又一庫を作る。その後、一大の大庫を造る。」
1856	安政3年	「栗津河原で火薬を製し、土庫を作り火薬を入れる。」
1861	文久元年	兵杖庫「一庫を銀庫の跡に建つ。凡そ五庫兵器悉くここに納む。」
1868	明治元年	戊辰戦争

一 式拾目鉛玉 五百九拾七	一 煙硝 外二式箱土こみ交じり	一 薬 内壹箱式貫七百五拾目入 千百六拾五貫目	一 山岸御蔵 但し拾貫目入 箱數式百九拾式箱	一 藥 千六百拾貫目 箱數百六拾壹 但し拾貫目入 内壹箱みたし正味不合 足者御蔵御手入之節御改有之筈	一 登岩御蔵 『文化九中二月ヨリ 御兵具御改帳』より抜粋 地勢 古今田秩 戸数 人員 邑地縮図 地名硝庫、 硝庫、古、山腰を穿ら窓を造り、多くの硝石を入れ、土をして守らしむ。…
---------------------	-----------------------	----------------------------------	---------------------------------	--	--

『奥相志』（『相馬市史4』より）

宇多郡山上村山岸条